

報告第3号

予算繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市水道事業会計）

令和7年度埼玉県和光市水道事業会計予算について、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により繰り越すものとし、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

和光市長 柴崎 光子

令和7年度和光市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	水道庁舎改修事業	105,677,000	0	105,677,000	105,677,000	0	0	工事内容の変更により契約期間延長